



観音寺市議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料等の額について（答申）

観音寺市特別職報酬等審議会



令和7年1月27日

観音寺市長 佐伯 明浩 様

観音寺市特別職報酬等審議会
会長 藤田 尚靖

観音寺市議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料等の額について
(答申)

令和6年3月15日付け5観秘第239号で、貴職から本審議会に対して諮問のあった
観音寺市議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料等の額について、次の
とおり答申します。

1 はじめに

令和6年3月15日、観音寺市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づき、本審
議会は、観音寺市議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料等の額につ
いて諮問を受けた。

本審議会は、昨今の社会情勢、本市の財政状況、職員給与の状況、他の地方公共団体
の特別職の報酬及び給料等の状況並びに人事院勧告の内容など、本市の特別職の報酬等
に関連する諸事情等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に審議を行った。

2 結論

(1) 市議会議員の報酬の額

議長、副議長及び議員につき、それぞれ月額2万円引き上げることが適当である。

また、改定の時期は、次の一般選挙後、議長及び副議長がその職に選挙され又は議
員がその職に就いたときからとすることが適当である。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

据え置くことが適当である。

3 理由

(1) 背景等

令和6年12月の内閣府による月例経済報告は、「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては「物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

県内に目を向けてみても、四国財務局公表の香川県内経済情勢報告において、「個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、コンビニエンスストアが堅調となっているほか、観光も回復していることから、全体としては緩やかに持ち直している。」との総括判断がなされている。

また、判断基準の一因となる人事院勧告においては、官民較差2.76%の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ勧告がなされ、月例給においては初任給を大幅に引き上げるとともに、特に若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表の引上げ改定勧告がなされた。これに準じ県外や県内の他市において、特別職の報酬等の額の引上げ改定を行う地方自治体が見受けられる。

一方、本市においては、厳しい社会経済情勢の下、しばらくは人件費の増加などが予想され、市の財政に及ぼす影響は多大であることが推測されるものの、概ね健全に推移すると見込まれており、今後も財源の確保と各種事業の取捨選択により、さらに適切な財政運営を期待されるところである。

(2) 市議会の議員報酬の額

市議会の議員報酬の額については、政務活動費を考慮して検討した。政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため交付することができるので地方自治法に規定されているが、本市では制度化していない。県内近隣市と議員報酬の額のみを比較すると、本市の議長、副議長及び議員は県内8市においてすべて上から4番目となるが、政務活動費を制度化している他市の議員報酬に政務活動費を加えた額と比較すると、議長については変動がないものの、副議長及び議員の報酬については7番目と下位に位置することとなる。

また、本市の議員報酬の額については、平成17年の合併時から地域経済、本市の財政状況等を勘案する中で据え置きとなってきたものの、昨今の物価上昇、社会経済情勢においては大幅な賃上げの流れがあり、議員報酬を職責等に見合った額とするためにも引き上げが妥当であるとの意見で一致した。

なお、引き上げ額については、県や他市の動向を見据えつつ、また県内他市との均衡を考慮し、それぞれ月額2万円とすることが適当であるとした。

(3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長、副市長及び教育長の給料の額については、類似団体との比較では中位からやや下位に位置するものの、県内8市との比較では中位に位置しており、均衡を逸している状態ではないと考えられることから据え置くことが適当であるとした。

4 参考意見

各種委員の報酬の額について

(1) 現状

各種委員の報酬額についても議員報酬の額と同様に、平成17年の合併時から見直されておらず、本市の報酬額は県内及び類似団体でも下位となっている。

さらに、本市においては、出席時間によって各種委員の報酬額を日額の半額とする規定も他市との均衡を逸する一因となっている。

(2) 結論

各種委員の報酬の額については、地方自治体によってその額及びその取扱方法が様々であり、また、その報酬の額については各種委員の職責等の違いによるところでもある。

報酬の額については、賃金と報酬の違いはあるものの、最低賃金を考慮しつつ、県内近隣市との均衡を図り、適当な時期に改めることが適当である。

